

る。また、政策評価担当窓口を別紙2のとおり定める。

- (1) 担当部局等は、自ら又は第三者の活用により、その担当する政策について評価を実施する。また、政策評価の実施により得た政策効果の把握に関する手法等に係る知識や経験を蓄積し、活用する。
- (2) 査定課は、提出された評価書等を参考に査定又は審査を行い、組織・定員要求、予算要求等に適切に反映する。
- (3) 政策評価官室は、以下のような事務を行う。
  - ① 厚生労働省における政策評価に関する基本計画、実施計画などの政策評価に関する基本的事項の企画・立案
  - ② 厚生労働省における政策評価に関する基本計画、実施計画、政策体系の指標のモニタリング結果、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況の取りまとめ並びに公表
  - ③ 評価手法の調査、研究及び開発の推進
  - ④ 政策評価を担当する職員の技能向上の推進
  - ⑤ 政策評価に関する情報提供及び助言等を通じた関係部局への支援
  - ⑥ 有識者会議に関する庶務

## 2 政策評価の実施に関する関係課長会議

厚生労働省内に「政策評価の実施に関する関係課長会議」（以下「関係課長会議」という。）を設け、厚生労働省の政策評価の実施に関する基本的事項について、総合的観点から調整する。また、関係課長会議の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

## 3 政策評価に関する有識者会議（再掲）

厚生労働省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るため、有識者会議を設け、政策評価制度に関する基本的事項や具体的な評価方法等について意見等を聴取する。また、有識者会議の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

## 第12 その他政策評価の実施に関し必要な事項

### 1 政策評価の継続的改善

- (1) 政策評価官室は、担当部局等が蓄積した政策評価に関する知識や経験、他府省、地方公共団体等及び外国の状況に関する知識などの政策評価に関する情報を幅広く収集し、政策評価制度全般の改善・充実を図るとともに、担当部局等に対して情報提供を行うこととする。また、担当部局等は、提供された情報や蓄積した知識や経験を踏まえ、政策評価の実施の改善・充実を図っていくこととする。
- (2) 政策効果の把握に関する手法等については、個々の手法についての特性を十分に検証し、知識や経験を蓄積していくとともに、新たな手法の開発や詳細な分析を行うために必要な情報・データの収集に努め、段階的に評

価の質の向上を図るものとする。特に、事前評価については、必要に応じて、又は事前評価の実施後、一定期間が経過したときに、事前評価の評価結果を重点的に検証することにより、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めることとする。

(3) 規制の新設等を目的とする政策の評価については、その評価手法の開発に資するため、規制影響分析の実施に一層積極的に取り組むものとする。

## 2 職員の人材の確保及び資質の向上

政策評価官室は、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に提供するとともに、政策評価に関する研修の機会を設けるなど、職員の資質の向上を図るものとする。また、職員の人材の確保については、政策評価に必要な専門的・実務的な知識を得るため、積極的に省内外の人材を活用することとする。

## 3 地方公共団体等との連携・協力

政策評価の客観的かつ効率的な実施を図るため、評価の対象となる政策の特性に応じて地方公共団体等と必要な情報や意見の交換を行うなど、地方公共団体等と適切な連携・協力を図るものとする。

## 4 本計画の改正

本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、政策評価基本方針の変更、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法等その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

## 5 実施計画・厚生労働省における政策評価実施要領

本計画に定めるもののほか、厚生労働省が実施する政策評価に関する具体的な評価の実施手順、実施時期等必要な事項は、実施計画及び厚生労働省における政策評価実施要領によるものとする。

## 政策体系（基本目標及び施策目標）

- (1) 基本目標は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2) 施策目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。

# 厚生労働省の使命と基本目標

厚生労働省の使命	
<p>厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。</p>	
基本目標	
I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
II	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
III	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
V	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
VIII	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
X	国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
XI	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
XII	国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

施策目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

施策目標2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること

2-1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること

2-2 医療従事者の資質の向上を図ること

施策目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

3-1 医療情報化インフラの普及を推進すること

3-2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること

施策目標4 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること

4-1 政策医療を向上・均てん化させること

施策目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること

5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること

5-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること

5-3 適正な移植医療を推進すること

5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること

施策目標6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること

6-1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること

6-2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること

6-3 医薬品の適正使用を推進すること

施策目標7 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること

7-1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること

施策目標8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること

8-1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること

施策目標9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

9-1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

施策目標10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

10-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

10-2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること

施策目標11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

11-1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること

11-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること

11-3 安全・安心な職場づくりを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標2を参照)

11-4 母子保健衛生対策の充実を図ること(基本目標Ⅵ施策目標5を参照)

11-5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標Ⅸ施策目標3-1を参照)

施策目標12 健康危機管理を推進すること

12-1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

## 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策目標1 食品等の安全性を確保すること

1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

施策目標2 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること

2-1 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること

施策目標3 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること

3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

施策目標4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること

4-1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

施策目標5 生活衛生の向上・推進を図ること

5-1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること

## 基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標1 労働条件の確保・改善を図ること

1-1 労働条件の確保・改善を図ること

施策目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること

2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

施策目標3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

3-1 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること

3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

施策目標4 勤労者生活の充実を図ること

4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること

4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること

施策目標5 パートタイム労働者の均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること(基本目標Ⅵ施策目標1-1を参照)

施策目標6 安定した労使関係等の形成を促進すること

6-1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること

施策目標7 個別労働紛争の解決の促進を図ること

7-1 個別労働紛争の解決の促進を図ること

施策目標8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること

8-1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること



## 場において労働者の職業の安定を図ること

施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること

施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること

2-1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること

施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること

施策目標4 求職活動中の生活の保障等を行うこと

4-1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること

## 基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること

1-1 多様な職業能力開発の機会を確保すること

施策目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること

2-1 若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること

2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする

施策目標3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること

3-1 技能継承・振興のための施策を推進すること

## 基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること

2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること

2-2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること

2-3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること

施策目標3 子育て家庭の生活の安定を図ること

3-1 子育て家庭の生活の安定を図ること

施策目標4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること

4-1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること

施策目標5 母子保健衛生対策の充実を図ること

5-1 母子保健衛生対策の充実を図ること

施策目標6 総合的な母子家庭等の自立を図ること

6-1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること

## ること

施策目標1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

施策目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

施策目標3 災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること

3-1 災害に際し応急的な支援を実施すること

施策目標4 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること

4-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること

施策目標5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること

5-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと

5-2 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること

5-3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること

5-4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること

## 基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること

1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること

1-2 障害者の雇用を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)

## 基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

- 1-1 公的年金制度の持続可能性を確保すること
- 1-2 公的年金制度の上乗せの年金制度(企業年金等)の普及促進を図ること

施策目標2 高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)

施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること

- 3-1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること
- 3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

## 基本目標Ⅹ 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと

- 1-1 国際機関の活動への参画・協力を推進すること
- 1-2 二国間等の国際協力を推進すること

施策目標2 国際化に対応した施策を推進すること(再掲)

- 2-1 感染症の発生・まん延の防止等を図ること(基本目標Ⅰ施策目標5-1、基本目標Ⅰ施策目標8-1を参照)
- 2-2 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照)
- 2-3 公的年金制度の持続可能性を確保すること(基本目標Ⅸ施策目標1-1を参照)
- 2-4 外国人労働者対策を推進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)

## 基本目標Ⅹ 1 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること

施策目標1 国立試験研究機関の体制を整備すること

1-1 国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること

施策目標2 研究を支援する体制を整備すること

2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること

施策目標3 厚生労働分野の研究開発を推進すること(※再掲)

3-1 感染症の発生・まん延の防止を図るための研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標5-1を参照)

3-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等の研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標5-2を参照)

3-3 バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標9-1を参照)

3-4 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図る研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標11-2を参照)

3-5 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研究開発を推進すること(基本目標Ⅱ 施策目標1-1を参照)

※再掲:基本目標ⅩⅠ 施策目標3 施策目標1~5は、研究開発のうち主なものを列挙したものである。

## 基本目標Ⅱ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

### 施策目標1 電子政府推進計画を推進すること

- 1-1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること

### 施策目標2 医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること(再掲)

- 2-1 医療情報化インフラの普及ための取組みを推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標3-1を参照)
- 2-2 レセプトオンライン化のための取組みを推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標10-1を参照)
- 2-3 介護・福祉分野における情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅱ 施策目標3-2を参照)

### 施策目標3 その他の政策分野における情報化を推進すること(再掲)

- 3-1 仕事と生活の調和を図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅲ 施策目標4-1を参照)
- 3-2 求人・求職情報への円滑なアクセスを図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅳ 施策目標1-1を参照)
- 3-3 女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅵ 施策目標1-1を参照)

## 政策評価担当窓口

## 1 政策評価全般の窓口

政策統括官付政策評価官室

## 2 個別施策の政策評価の窓口

局・部等	窓口課等
大臣官房	人事課 総務課 会計課 地方課 国際課 厚生科学課 統計情報部企画課
医政局	総務課
健康局	総務課
医薬食品局 食品安全部	総務課 企画情報課
労働基準局	総務課
職業安定局 高齢・障害者雇用対策部	雇用政策課 企画課
職業能力開発局	総務課
雇用均等・児童家庭局	総務課
社会・援護局 障害保健福祉部	総務課 援護企画課 企画課
老健局	総務課
保険局	総務課
年金局	総務課
政策統括官付	社会保障担当参事官室 労働政策担当参事官室 労政担当参事官室
社会保険庁	総務部総務課
中央労働委員会	総務課

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画  
(平成21年度)

平成21年3月31日  
厚生労働大臣決定



# 厚生労働省における事後評価の実施に関する計画 (平成21年度)

## 目次

- 第1 はじめに
- 第2 計画期間
- 第3 政策体系及び評価予定表
- 第4 事後評価の対象としようとする政策及び評価の方法
- 第5 事後評価の実施
- 第6 社会保険庁の実績評価
- 第7 学識経験を有する者の知見の活用
- 第8 評価結果の政策への反映状況の公表
- 第9 その他
  
- 別紙1 政策体系及び評価予定表
- 別紙2 平成21年度事後評価実施予定表